

第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 成年後見制度分科会 会議録

日時：令和元年12月20日（金）

午前10時～

会場：市役所分館1階 1-101会議室

（司会）

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより、「第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 成年後見制度分科会」を開催いたします。

本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして厚くお礼申し上げます。私は、司会を務めさせていただきます、福祉総務課課長補佐の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、配布資料の確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配布してあるものと、先日郵送し、ご持参をお願いしたものがございます。

始めに本日、机上配布させていただいた資料から確認させていただきます。

本日の「座席表」、それから「出席者名簿」、それから資料Aのさしかえということで、恐れ入りますが、さしかえ分のみ配布させていただいております。

また、次回の「日程調整表」と「返信用封筒」でございます。よろしいでしょうか。

続いて、事前に送付させていただいた資料の確認をお願いいたします。

始めに先月開催いたしました第1回の策定・推進委員会で使用した資料でございます。始めに資料1といたしまして「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会名簿」、資料2といたしまして「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会開催要綱」、資料3といたしまして「現在の計画の概要版」、資料4といたしまして「国の動向等」、資料5といたしまして「新潟市地域福祉計画の位置づけ」、資料6といたしまして「関連する計画と計画期間」、資料7といたしまして「新潟市統計情報」、資料8といたしまして「令和元年度新潟市地域福祉計画に関するアンケートの結果報告書」、資料9といたしまして「新潟市地域福祉計画 体系案」、資料10といたしまして「新潟市地域福祉計画 改定スケジュール」、以上でございます。

また次に、本日使用する資料といたしまして、事前送付してございます。始めに次第がございます。資料Aとして「新潟市統計情報（成年後見関係）」、資料Bといたしまして「新潟市地域福祉計画 体系案（市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きとの比較）」、資料Cといたしまして「地域連携ネットワークの整備について」、資料Dといたしまして「地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能」、資料Eといたしまして国の「成年後見制度利用促進基本計画」、資料Fといたしまして「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（抜粋）」でございます。

以上、不足ございましたらお申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公開及び議事録の取り扱いについてご説明いたします。まず、会議の公開についてですが、本市の指針によりまして、会議は原則として公開することとしております。この委員会につきましても、傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきましても市の指針によりまして議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっております。また、議事録作成のため、録音させていただきますことを、ご承知おきください。

では続きまして、福祉総務課長よりご挨拶申し上げます。

(福祉総務課長)

皆さんおはようございます。福祉総務課長の野本と申します。よろしく願いいたします。本日年末のお忙しいなか、この分科会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。またこの分科会委員をお引き受けいただきまして、併せて感謝を申し上げます。

私ども福祉総務課の所管している計画で、地域福祉計画というものがございます。この計画は2015年から2020年度の6年間の計画となっております。今年度5年目を迎えるところでございます。来年度で最終年度を迎え、令和3年から始まる次期計画の策定の準備を始めたところでございます。その次期計画を策定するにあたりまして、国のほうもだいぶ動きがあり、そのなかの一つで成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されました。このなかで市町村におきましては、努力義務ですけれども、基本計画を策定することとなっております。これについては国において、令和3年度までに全市町村で策定することをKPIとして定めており、それに従い、私どもの地域福祉計画の改定作業に入るなかで、地域福祉と成年後見制度というのは、密接な関係もございますので、地域福祉計画のなかで一体的に計画として定めていきたいと考えております。

そういったなか、成年後見におきましては、かなり専門的な面もありますので、この分科会のなかで基本的なことを皆様からもんでもらって、本体の計画に反映させるような形で進めていきたいということで、この分科会を開催させていただいたところでございます。国の言っている基本計画のなかには、成年後見制度に関して地域連携ネットワークを構築するということが謳われています。そのネットワークを機能させるために、中核的な機関を設置するということが書かれているところでございます。

本市におきましても、現在成年後見支援センターを設置しておりますし、また市長申し立てや成年後見制度利用支援事業、また新潟市社会福祉協議さんにおいては、日常生活自立支援事業や、法人後見など様々な事業を行っております。そういったものを一体的にこの計画のなかに盛り込んでいく必要があるのだろうと考えているところでございます。

この計画を策定するにあたっては、私どもだけでなく、今日お集まりの皆様、関係団体のご支援ご協力が不可欠と考えております。本日は第1回目でございますが、皆様から忌憚のないご意見をいただければ幸いです。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(司会)

今回は、初めての分科会でございますので、委員の皆様方の自己紹介をお願いしたいと思います。資料 1 の名簿にしたがいまして、簡単で結構でございますので委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、相羽委員のほうから順にお願いしたいと思います。

(相羽委員)

おはようございます。新潟県の行政書士会の会長、相羽利子と申します。成年後見に関しましては、まだまだ途上半ばでございますので、今一所懸命取り組んでいくところでございます。よろしくお願いいたします。

(石本委員)

おはようございます。新潟市社会福祉協議会福祉相談支援課権利擁護推進係から参りました石本裕樹と申します。先ほどご挨拶のなかでもありましたが、社協は日常生活自立支援事業、成年後見支援センター事業、法人後見事業とやっております。今回この場に呼んでいただいて充実したお話ができればと思っています。よろしくお願いいたします。

(帯瀬委員)

新潟県司法書士会所属で公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部の支部長をしております帯瀬と申します。よろしくお願いいたします。成年後見制度利用推進に関しては、リーガルサポートのほうも、専門職団体として、これまでいろいろ活動をしてきておりましたので、この分科会でその辺をきっちりできるようにできたらと思っています。よろしくお願いいたします。

(菊池委員)

おはようございます。新潟県弁護士会から参りました弁護士の菊池と申します。私、現在新潟県弁護士会の高齢者・障害者の権利に関する委員会の副委員長をしております。家裁からの後見人の推薦依頼の案件とかそういった担当しておりますので、そういった立場から何か意見を言えることができると考えております。よろしくお願いいたします。

(小嶋委員)

おはようございます。関東信越税理士会新潟県支部連合会公益活動対策部長を務めております小嶋と申します。よろしくお願いいたします。成年活動部員としてはもう 5 年目になるのですが、税理士会としてもやはり会務先の成年後見という問題もありまして、深く関わってこうと取り組んでおります。私もそのために研修を受けて学んでいます。そのなかで、いろ

いろいろな意見を、知らないことも多いですけども、聞きながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(高橋委員)

皆さん、大変お世話になっております。新潟大学の高橋です。そのすぐ近くの建物ですけども、医歯学総合病院の所にある歯学部で社会福祉を担当しております。どういうわけか2013年ですか、新潟市が成年後見支援センターを立ち上げ、更に新潟市社協が法人後見をその検討のなかでしていくことになるというところから、帯瀬先生と一緒に、ずっとそこから今まで関わってきております。そういうことで今回ここに呼ばれたのだと思っております。よくこういう場で言うのですが、私一番得意なのは児童福祉で次は障がい者福祉で、この辺のことは今ようやくいろいろなことやっているのだから分かっていてというだけの人間でございますのでよろしくお願いいたします。

(林委員)

皆さんこんにちは。新潟県社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ新潟」本部運営委員の林と申します。よろしくお願いいたします。本会社会福祉士は、地域でお子さん、障がいを持たれた方、高齢者の方、判断能力が低下していたり、現実的に生活がしづらいという方々の支援に携わっている専門職であります。私共としましては、生活者の視点を大事にしながら、この成年後見というところの取り組みを進めているところです。この会議でもそういった生活者の視点忘れないようにしながら発言させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(酒井オブザーバー)

おはようございます。新潟家庭裁判所後見係主任書記官の酒井と申します。よろしくお願いいたします。後見の関係でいろんな問い合わせをいただく場合には、私が窓口になろうかと思っておりますので、何かありましたら私にお問い合わせいただければと思います。本日はよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。続きまして事務局を紹介いたします。担当係長の太田でございます。

(事務局)

太田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(司会)

担当の横山でございます。

(事務局)

横山でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

同じく田村でございます。

(事務局)

田村です。よろしくお願いいたします。

(司会)

同じく菫澤でございます。

(事務局)

菫澤です。よろしくお願いいたします。

(司会)

また、計画の関係課といたしまして、障がい福祉課、高齢者支援課、各区健康福祉課も参加させていただいております。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。分科会長が選任されるまで、私のほうで進行させていきたいと思っております。

始めに、議事の(1)といたしまして、分科会長の選出についてでございます。委員の皆様から推薦をお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。なお、議事録作成のため、お名前をおっしゃっていただいてからご発言くださいますようお願いいたします。石本委員をお願いします。

(石本委員)

石本です。事務局に一任したいと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(司会)

ありがとうございます。ただ今、石本委員から事務局一任というご意見いただきました。ありがとうございます。それでは事務局からご説明いたします。

(事務局)

事務局でございます。新潟市で設置している成年後見支援センター、先ほど触れさせてもらいましたが、そのセンター運営にご意見をいただくための運営委員会を開催しております。その委員長を務めていただいております高橋委員に分科会長を務めていただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

(司会)

ありがとうございます。それでは、分科会長を高橋委員にお願いしたいと思います。分科会長、恐れ入りますが真ん中の席のほうにご移動お願いいたします。

ありがとうございます。それでは分科会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

(高橋分科会長)

それでは皆さん、よろしくをお願いいたします。普段からいろいろお付き合いをさせていただいている方々も非常に多ございますし、先ほど課長さんからも忌憚のない意見ということでお話もありました。皆さん率直にご意見を語っていただいて、より良い計画ができるよう進めて参りたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは以降の会議は分科会長から進行していただきますようお願いいたします。

(高橋分科会長)

それでは次第に沿って進めて参りたいと思います。議事の(2)第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会(全体会)について、事務局からご説明ください。

(事務局)

はい。事務局の大谷でございます。私のほうからは、先ほど事前にお配りしております第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会の全体会の資料についてご説明させていただきます。11月28日に参加された委員の皆さまには重複する説明になってしまいますが、申し訳ございません。ご了承ください。

それでは11月28日の第1回の資料のほうをご覧くださいと思います。はじめに、資料1をご覧ください。名簿でございますが、左側に記載させていただいている新潟市地域福祉計画・推進委員会については、いわゆる全体会としまして、新潟市地域福祉計画の全体

についてご意見をいただきます。右側に記載しています、成年後見制度分科会、再犯防止分科会につきましては、それぞれの分野の個別の制度について、専門的なご意見をいただくもので、本日は成年後見制度分科会として開催させていただいています。

次に資料2「新潟市地域福祉計画策定・推進委員会開催要綱」をご覧ください。委員会の開催について定めているものでございまして、第7条の部分に分科会の開催について記載をしております。

次に、資料3「新潟市地域福祉計画 概要版」、こちらのカラーのパンフレットをご覧ください。こちらは、現在の計画の概要版のパンフレットでございまして、中面の見開きを開いていただきますと、左側のほうに「地域福祉計画について」「計画策定の背景と趣旨」「地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係」について記載しております。次期計画の位置づけについては後ほどご説明させていただきます。右側の「基本理念と基本目標」についてですが、基本理念は「みんなで創ろう だれもが心豊かに暮らせる福祉の都市『にいがた』」です。これは、「だれも」が、ただ暮らすだけでなく、安心して「心豊かに暮らせる」ような価値を持った「福祉の都市『にいがた』」を、市民・地域団体・行政・関係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を表現しております。

また、基本目標は「私たちが支えあい、助け合う地域づくり」「安心・安全に暮らせる地域づくり」「健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」「みんなで暮らしを支える情報の共有とネットワークづくり」の4つとなっています。

続いて、一番後ろの裏面、「他計画との関係」の部分をご覧ください。

地域福祉計画は最上位計画である新潟市総合計画の下で進めています。地域福祉推進の理念や方針を明らかにしており、高齢者や障がい者など福祉分野に共通する理念、方針、地域の取り組みの推進方向などを明示しています。地域の仕組みやそれぞれに関係する計画や施策を横断的に定め、総合的に推進する役割を果たすものです。

その下、「計画の期間と評価について」ですが、現在の計画の計画期間は6年です。地域福祉計画は平成21年度に初めて計画を策定し、その際国から「人口規模の大きな市町村や相当の面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、政令指定都市における区単位といった、管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分に汲み取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましい」とされていたこともありまして、行政区を単位として策定いたしました。その後、平成17年からの現計画を策定する際、地域福祉のあり方について、市全体の考え方や方向性を示したほうが良いということで、市計画を合わせて策定いたしました。先ほどの見開きのなかのページを更に開いていただいた部分に、8区分の区計画の概要が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料4「国の動向等」をご覧ください。2015年3月に現計画を策定後に施行した法律について、時系列で並べています。

「ア. 生活困窮者自立支援法」及び2枚目の「ウ. 再犯の防止等の推進に関する法律」、  
「エ. 社会福祉法」については記載の通りですので説明は割愛させていただきます。

一枚目の右側の「イ．成年後見制度の利用の促進に関する法律」をご覧ください。

同法第 23 条において、「市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める」ことになっています。

また、2013 年 3 月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においても市町村の役割が示されています。本市では、平成 25 年 5 月から新潟市社協に委託をしまして、成年後見支援センターを開設し、広報や相談、市民後見人養成研修などを実施していますが、市町村計画を策定し、その計画において、関係機関が連携し、後見人等を支援する地域連携ネットワークや、同ネットワーク等を適切に運営していくために中核となる機関を位置付けていくこととなります。国が示す地域連携ネットワークのイメージは図のとおりでございます。

なお、同基本計画では、地域における体制整備は、地域福祉計画や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めることとされています。

次に、資料 5 「新潟市地域福祉計画の位置づけ」をご覧ください。

始めに「新潟市総合計画との関係」です。新潟市総合計画は本市の定める最上位計画で、将来のまちづくりの理念や目指す姿を示すものであり、地域福祉計画は新潟市総合計画で示された将来の本市の 3 つの都市像のうち「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」を目指すものとなります。

次に「地域福祉計画の構成」です。先ほどご説明した通り、現計画には市計画と区計画があり、次期計画も同様にしたいと考えています。市計画は、全市横断的な理念・目標を記載し、区計画の具体的な取り組みを後押しするものとし、区計画は、地域づくりの最前線である区において、各区の特性に応じた目標や取り組みを中心に記載することとなります。成年後見制度については、主に市計画に記載させていただきます。

次に「福祉に関する分野別計画との関係」です。2018 年 4 月の社会福祉法の改正により、福祉計画は福祉分野の上位計画と位置づけることとなりました。また、各分野別計画に記載・進行管理されている各分野の具体的な取り組み内容及び目標等についてはそれぞれの計画に委任し、市計画には記載しないことにしたいと考えています。

次に「地域福祉活動計画との関係」です。地域福祉活動計画は、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や関係者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。区計画と地域福祉活動計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強し合う関係にあり、区ごと一体的に策定することとなります。

次に「計画期間」です。現在の計画と同様に 6 年を予定しています。

続きまして、資料 6 「関連する計画と計画期間」をご覧ください。関連する各分野別の計画とその計画期間を記載したものとなっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。



続きまして、資料7「新潟市統計情報」をご覧ください。

「1 人口と高齢化率の推移」です。平成27年度までは国勢調査の実績値で、平成32年以降の部分は将来の推計値ですが、平成17年をピークに人口が減少しています。また高齢者人口は「団塊の世代」が高齢者になった平成27年に21.7万人となっており、その後も増加傾向で、高齢化率も上昇していく推計となっています。

次に「2 世帯数と世帯人数の推移」です。世帯数は年々増加し、それに伴い、世帯人口は減少しています。次に2ページをご覧ください「3 一般世帯における世帯人数別世帯数の推移」です。1人世帯、2人世帯の数が増加し、5人以上世帯の数が減少しています。

次に「4 高齢者単独世帯数と単独世帯数における割合の推移」です。高齢者の単独世帯数が増加しており、単独世帯数における割合も上昇しています。

次に3ページの「5 平均寿命の推移」と「6 新潟市・新潟県・全国の平均寿命の比較」です。

平均寿命は男女ともに伸びており、本市は新潟県や全国と比べても高くなっています。

次に4ページの「7 平均余命と健康寿命の推移」です。

青色で示されている平均余命は65歳の人があと何年生きられるかという期待値で、オレンジ色の健康寿命は「健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間」であり、介護保険制度の要介護2～5を不健康な状態とし、それ以外を健康な状態と定義づけて算出しています。赤い矢印の平均余命と健康寿命の差が不健康な期間であり、男性は女性よりも不健康な期間が短くなっています。

以降の関連データと、成年後見制度に関するデータは、本日の資料Cにて説明させていただきますので、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、資料8「令和元年度 新潟市の地域福祉に関するアンケート結果報告書」についてでございます。

1ページ、目次の次の1ページのところの調査概要の部分をご覧ください。

中ほどの「3. 調査設計」ですが、対象地域は新潟市全域、調査対象は満20歳以上の男女個人、標本数は4,000人で、住民基本台帳より無作為に抽出し、郵送により令和元年8月5日から20日の間に実施いたしました。

その下「4. 回収結果」として、有効回答数は2,090件で回答率は52.2%でした。なお、現計画を策定する前にも同様にアンケートを実施しておりまして、その際4,000人を対象に郵送し、有効回答数は2,323件、回答率は58.1%でした。

部分的に一部ご紹介をさせていただきたいと思います。まずは5ページをお開きください。

問7の地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況ですが、知っている割合が25.8%、知らないという割合が72.6%でした。知っている割合は前回調査からわずかですが上昇しています。

次に8ページをお開きください。問8として、日ごろの生活の中で悩みや不安を感じるこ

とについての質問です。60%弱の方が「自分や家族の老後のこと」や「健康のことについて」と回答しています。また、前回調査に比べ、上から4番目の「介護に関すること」と回答している割合が若干高くなっています。その下「自分や家族が亡くなった後のこと」という項目は、今回の調査で新たに追加したものです。

次に25ページをお開きください。問13としまして、福祉について関心を持っていることについての質問です。約60%の方が「高齢者の介護やその予防について」と回答しています。その後に、「健康の保持や増進について」「子育てや子どもの教育について」が続きます。

前回調査に比べ、上から5番目の「障がいのある人の自立や社会参加について」とその下の「家庭内暴力、児童虐待、ひきこもりなどについて」の割合が高くなっています。

次に37ページをお開きください。問16として、地域の生活で起こるさまざまな問題に対して、住民相互の自主的な協力関係についての質問です。約半数の方が「協力関係は必要だと思う」と回答しています。また、「必要だが難しいと思う」と回答した方も40%以上おり、必要と感じている方は90%を超えています。

次に76ページをお開きください。問23としまして、地域の福祉を推進するために新潟市が力を入れるべきことについての質問です。約40%の方が「地域福祉を担う人材の育成」と回答しており、その後に「地域の課題やニーズの把握」「情報提供や相談できる場所の設置」が続きます。

前回調査に比べて、「地域を担う人材の育成」「地域の課題やニーズの把握」「サービスが利用できない人への対応」「地域の課題等を共有する場所・機会の提供」の割合が高くなっています。

次に106ページをお開きください。ここからは成年後見制度に関する質問となっております、全て今回の調査で新たに追加した質問でございます。

問28として、成年後見制度の認知状況についての質問です。60%弱の方が「知っている」と回答しています。

次に109ページをお開きください。問29として、自身や親族が認知症等になり判断が十分にできなくなった時、成年後見制度を利用したいと思うかについての質問です。50%弱の方が「はい」と回答しており、約35%の方は「わからない」と回答しています。

次に112ページをお開きください。問29-1として、問29で「はい」と回答した方が、誰に後見人になってもらいたいかという質問です。80%強の方が「親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族」と回答しており、その後に「専門職」「福祉に関する法人」と続きます。

次に114ページをお開きください。問30として、自身が後見人になってみたいかどうかについての質問です。60%弱の方が「いいえ」と回答しており、35%の方は「わからない」と回答しています。自身が後見人になることについてのハードルが高いと感じているようです。

次に117ページをお開きください。問31として、成年後見制度推進のために、国や地方

公共団体はどのような取り組みを進めるべきかについての質問です。40%強の方が「周知・広報」と回答しており、その後に「相談窓口の設置・増設」「市民後見人などの担い手の育成」と続きます。

以上「新潟市の地域福祉に関するアンケート結果報告書」について説明させていただきました。

続きまして、資料9「新潟市地域福祉計画 体系案」についてご説明させていただきます。

左側が現計画の体系、右側が次期計画の体系案となっています。次期計画で新規に掲載予定の部分には「新規」と記載しております。第3章の国等の状況は、本日の資料4などについて掲載する予定です。また、第5章の具体的な取り組みは、資料5で説明した通り、各分野別計画に記載されている施策については、市計画に記載しないこととしますが、成年後見制度など、区計画では取り上げにくい施策については、新たに市計画に盛り込んでいく予定です。

現計画もそうですが、市計画は福祉に関する全市横断的な理念・目標を定め、各所属で行っている施策に横ぐしを通すことで、支援を必要としている方に必要な支援が届くための指針となるものです。

次期計画には新たな制度について記載していく予定ですが、その方向性はこれまでの計画と同じものとなります。

続きまして、資料10「新潟市地域福祉計画改定スケジュール」についてでございます。

再来年の3月までのおおまかなスケジュールです。計画、策定・推進委員会の全体会のこの部分が一番上にありますけれども、11月28日に第1回の会議を開催し、スケジュール等を確認していただきました。第2回目の策定・推進委員会は今月の26日に開催予定であり、基本理念と基本目標の事務局案を提示させていただく予定です。来年の3月に素案を提示する予定で、その後は2、3ヵ月に1回程度ご審議いただき、来年12月にパブリックコメントを実施し、再来年3月に次期計画を策定する予定としています。

分科会につきましては、本日、第1回目の成年後見制度分科会においては、現状の説明と今後の進め方を確認させていただきたいと思っています。次回は来月に分科会の開催を予定しており、成年後見制度部分の素案を提示させていただく予定です。素案の審議は最大3回の分科会を予定しておりますが、分科会の意見がまとまった後に、3月の策定・推進委員会の全体会に素案を提案させていただきます。

なお、3月以降の策定・推進委員会全体会の進捗につきましては、書面等で分科会の委員の皆さまにも報告させていただく予定です。

以上、大変長くなってしまい恐縮ですが、第1回策定・推進委員会の資料につきまして説明させていただきました。

(高橋分科会長)

はい、ありがとうございます。大谷さん、ご苦労様でございました。一言で申せば、何

故成年後見に関する新潟市としてのビジョンを立ち上げなければいけないのか、直接的には、成年後見制度利用促進法における規定、いわゆる市町村の計画ということではありませんが、それを他の例えば再犯防止推進法、あるいは生活困窮者自立支援法などと共にいわゆる地域福祉計画のなかに位置付ける。従って、この分科会が存在するんだということを非常にわかりやすく説明していただいたところだと思います。

それでは皆さんのほうからご質問がございましたら、どうぞ積極的にお話ください。

では、1点私のほうから。地域福祉に関するアンケートについてクロス的な集計はやっていないのでしょうか。要するに何かというと回答者の方の約半数が60歳以上ですから、当然いわゆる介護のことであるとか、そういうことが非常に心配である、という結論が出るわけですが、それが年齢層によって何か違ってくるのかなということをやられているのかどうかということだけ、わかりましたら教えてください。

(事務局)

今ほどの説明のなかでは、時間の都合から申し上げませんでしたけれども、資料8のなかに年齢層別の回答も記載しております。そういった情報につきましても、元データにつきましては、事務局で保管しておりますので、必要なものにつきましてはお示しさせていただきたいと思っております。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。それでは皆さんいかがでございましょうか。非常に膨大な資料の説明でございますので、ぱっと言われてぱっと思い浮かばないかもしれませんが。

(相羽委員)

行政書士会でございます。ちょうど私、今うちの全国の組織でありまして、自分が被後見人になるのかなと思っていたのですが、実は法務業務という担当の部署で全国の成年後見、うちのほうもコスモスというのを社団で持っているんですけれども、その担当者になりまして、急遽本当に当時も勉強しましたけれども、今もまた繰り返し対応しているところで、ついここ2月ぐらいの間で国で行っているいくつかの中核団体を含めたホームページを見ましたら、その意見交換会のようなものがありまして、確か法務省とそれから厚生労働省の利用促進室も含めたなかで、あとリーガルの方々や社会福祉協議会の方々のその場所に行く、傍聴する機会と、また14日の日には一般社団法人の日本成年後見法学会という所の会議に出させていただいて、今どんなふうになっているのかということ学んで参りましたのですけれども、今説明をいただいたのですが、全国の1,771の自治体に国は今こういう中核団体を含めた中で作っていかというふうになっていると思うのです。

ただ、自治体は今かなり、本当に財政的にも厳しいなかだと思って、福祉関係は一番お金のかかるところだと思うので、私たちは周りの一つの民間の団体として、少し行政組織は出

遅れているけれども、この3つの弁護士、司法書士、社会福祉協議会のその塔のなかに、うちの会も入っていると思うのですが、このコスモスを育てていきたいと思っています。

ただ一つだけ、私このなかで感じたところは、言葉の中にずっと出てきているのは、やはり何て言うか意思、要するに私もそうですけれど、高齢者になっていきながら自分のお金を自分の意思というか、自分の気持ちのこういうふうにして欲しいという意思の決定権というか、そういう意思を大事にしていくような何か方向性というか、そういうものを何かこの計画のなかにどこで組み入れるのか、そういうところもすごく大きな課題じゃないかなということを私個人にしても行き着くところがそこだったんですが。今そのことを考えながら私どものこの行政書士会としてはどういうお手伝いをしていけるのかな。

任意後見のなかで、任意後見の場合は、公証人役場で公正証書に変えると。任意後見監督人も入れなければならない。そうするとまたそこで依頼者がそれを実施するのにお金もかかるかというのもいろいろその考えると、まだまだしっかりとした考えが出てこないものですから。ただその意思決定権というその大切なところが、どこに入るのかというところを教えていただければと思います。以上です。

(高橋分科会長)

ご意見ありがとうございます。意思決定支援の部分ですよね。これはもう現在のいわゆる認知症高齢者支援、或いは精神、知的障がいのある人たちの支援のメインテーマになっているものだと思いますけれども。事務局のほうで何かありましたら、或いは障がい福祉課、高齢車支援課のほうで何かありましたら。

(事務局)

ありがとうございます。厚生労働省の説明会などに参加させていただきまして、本人の意思を尊重し、支援していくことが一番大事であって、成年後見制度の推進が目的ではないと説明があり、そのとおりで思っております。成年後見制度につきましては、そのような形で進めていきたいと思っておりますし、地域福祉計画全体としても、本人の意思の支援というところは必要なことだと考えておりますので、どのような形で記載するかということとは、まだ申し上げられませんが、大事なことだとは認識しております。

(高橋分科会長)

相羽委員、よろしゅうございましょうか。その他いかがでございましょうか。

(帯瀬委員)

司法書士の帯瀬です。先ほどはちょっと全体の説明になりましたので、当然含まれていないかなと思うのですが、今後素案の審議ということになりますので、特に成年後見センター、こちらのほうの運営の状況をちょっと皆さんにわかってないと具体的な審議にな

らないと思いますので、その辺のデータも後で、次回用意していただければと思います。  
たぶん用意されるのかなと思うのですけれども、一応念のためお願いいたします。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。いかがでございましょう。

(事務局)

ありがとうございます。これから議題(3)で、センターの状況については触れさせていただきたいと思っておりますし、そのときに足りないもの等々あればご意見等いただきたいと思っております。

(高橋分科会長)

帯瀬委員、それでよろしゅうございましょうか。帯瀬委員も私も非常によく知っているものですから、逆に皆さんが知っているものだというふうに私なんか思い込んでおりましたけれども、よくよく考えてみれば帯瀬委員の指摘のとおりだと思いますので、よろしく願いいたします。その他、はい石本委員。

(石本委員)

新潟市社協の石本です。今までにないアンケートだと思います。後々と言いますか、後世にきっと役立つアンケートと私は感じたところです。ご苦労もされたと思います。

後々という言葉は今使いましたけれども、この106ページの成年後見制度を知っていますか、というのを令和元年8月の調査ということですが、新潟市成年後見支援センターが設置されたのが、平成25年の5月でした。その前後で似たようなアンケートというのは、取ったことがあるのでしょうか。今ほど帯瀬委員から成年後見支援センターの実態についてということでしたけれども、設置した結果や評価も併せて確認していただくことがいいのかなと思いました。過去の成年後見制度を知っているか知らないか、ということもそれを評価するには重要なデータかなと思っただけの質問です。以上です。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。成年後見制度に関する認知度が、成年後見支援センターを設置したことによって、上がったのか、下がったということはないとは思いますが、それによっていわゆる成年後見支援センターの効果に関するインデックスというか指標になりうるだろう、というのが石本委員のご指摘かと思うのですが。

(事務局)

ちょっと記憶のなかのお話なので、もし違っていたら後ほど訂正させていただきたいの

ですけれど、私の記憶の限りでは、センター自体がない時期には、認知度の調査というものはしていないと思います。相談機関に関する調査を、もしかすると他の何かのアンケートで取ったことがあるかもしれないのですが、今ぱっと思い浮かぶものはありません。あとは27年頃に、施設のほうに対して、後見制度のニーズ調査というようなことはやったことがあるのですが、そのときもその認知状況についてはお聞きしていなかったのではないかなと思いますので、後ほど確認して次回お出しできるものがあれば、お出ししたいと思います。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。その辺の所は、もし本当にデータがあれば非常に意味のあるものになるかと思います。私も新潟市の関係で、地域包括支援センターの認知度に関しては、確か意識調査をずっとやっていると思いますけれども、成年後見についてはどうなのかなというのは、ちょっとわからないところではあります。お調べいただいて、もし出るものがあれば、お出しいただければと思います。

他にいかがでございましょうか。

それでは、この後いわゆる成年後見、この分科会独自の説明をしていただきます。その際に、いわゆる全体会のほうの関係でも、思い出した、ということがありましたら、併せてご質問いただければと思いますのでよろしく願いいたします。それではお願いします。

(事務局)

福祉総務課横山でございます。まず、資料A「新潟市統計情報（成年後見関係）」をご覧ください。

1 ページの1-1及び1-2は、「療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のそれぞれの保持者数の推移」でございます。どちらも増加しております。

次に2ページをご覧ください。「2 認知症高齢者数と介護認定者に占める割合の推移」です。この統計における認知症高齢者とは、介護認定申請時における認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準Ⅱaである、日常生活に支障をきたすような症状・行動が見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態以上に該当する方のことであり、認知症高齢者数は増加していますが、介護認定者に占める割合は横ばいとなっています。

次に「3 成年後見制度利用者数」です。令和元年10月31日時点の利用者数で、後見が大半を占めています。

次に3ページの「4 新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見制度利用者数の推移」です。新潟家庭裁判所本庁は、新潟市、五泉市、燕市、阿賀町、弥彦村を管轄しており、その合計の利用者数であり、年々増加しています。なお、5市町村中、新潟市が大半を占めていると思われます。

次に「5 新潟市成年後見支援センター相談件数の推移」です。

こちらはセンターで相談を受け付けた延べ数となっております、平成29年度をピーク

に平成 30 年度が若干減っておりますけれども、表中に記載はしてありませんが、新規相談件数は平成 29 年、平成 30 年度も約 450 件となっています。センター職員の能力向上などで相談終了につながる件数が増えているためこういった数字になっていると思われます。

次に 4 ページですけれども、申し訳ございません、本日配布させていただきました差し替えの資料をご覧ください。6 といたしまして、「市民後見人養成研修修了者数の推移」です。平成 24 年度から養成研修を開始し、これまでに 133 名を養成しました。なお、平成 28 年度からは隔年で研修を実施しています。

その下、フォローアップ研修参加者です。フォローアップ研修は市民後見人養成研修修了者を対象に資質向上や情報共有のために実施しており、参加者数は増加しています。

その下、講演会参加者です。こちらも平成 28 年度以降は隔年で実施しています。

次に「7 新潟市社会福祉協議会における法人後見受任中件数の推移」です。こちらは年度末時点で受任中の件数となっております。年々増加しています。その下、後見支援員登録者数については市民後見人養成研修終了者数のうち希望する方を新潟市社会福祉協議会が実施する法人後見の支援員として登録しているもので増加しています。

元の資料に戻っていただきまして、5 ページをご覧ください。「8 日常生活自立支援事業の利用契約者数の推移」です。300 件前後ではほぼ横ばいになっています。

次に「9 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行者数の推移」です。移行件数と、そのうち新潟市社会福祉協議会の法人後見への移行件数で、移行件数は増加傾向となっています。

次に 6 ページをご覧ください。「10 市長申立て数の推移」及び、「11 市長申立て費用助成額の推移」です。成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、家族などによる申立てが難しい場合など、市長が申し立てるもので、年度により支援が必要な方の数・助成額にばらつきがあります。

次に 7 ページ、「12 成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数）の推移」及び、「13 成年後見制度利用支援事業（申立費用助成額）の推移」です。本人や申立人が生活保護受給者、又はそれに準ずる場合に申立費用を助成するもので、年度によりばらつきがあります。

次に 8 ページをご覧ください。「14 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数）の推移」及び、「15 成年後見制度利用支援事業（報酬助成額）の推移」です。どちらも増加傾向になっています。これは一度助成を受けた方は死亡や転居などで制度の利用が終了するまで助成が継続していることなどが影響していると思われます。

続きまして、資料の B をご覧ください。「新潟市地域福祉計画体系案（市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きとの比較）」となっております。同手引に記載されている「市町村計画に盛り込むことが望ましい内容」につきましては、地域福祉計画の第 5 章、具体的な取り組みのところに記載させていただく予定となっております。

地域連携ネットワークの中核機関の整備や地域連携ネットワーク及び中核機関の 4 つの機能等につきまして、資料 C、資料 D で説明させていただきます。



資料Cをご覧ください。

「地域連携ネットワークの整備について」となっております。左側に国が示している構築イメージと、右側の新潟市で想定している構築イメージを記載させていただきました。

新潟市では、成年後見支援センターの運営委員会や、関係団体の連携強化や情報交換のためのネットワーク会議などを開催しております。まずは、その委員会などを母体に、本日の成年後見制度分科会でお集まりの各団体の皆さまからご協力をいただきまして協議会を構築させていただきたいと考えております。

その下、チームについてですけれども、チームについては普段から支援が必要な方を見守っているご家族や医療機関、ケアマネジャー、相談支援専門員などを想定し、協議会でチームに対する必要な支援を実施させていただければと考えております。

次に資料のDをご覧ください。「地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能」でございます。4つの機能と、それに対する国の成年後見制度利用促進基本計画の記述、現在新潟市で実施している機能を記載しております。一番上、広報機能をご覧ください。

国の計画では、制度を利用する本人への啓発活動や声を上げることができない人を発見し、支援につなげるための周知啓発、パンフレット作成・配布、講演会・セミナーの企画などが記載されています。新潟市では、成年後見支援センターのパンフレットの作成・配布しており、ホームページによる制度周知をしております。また、講演会等の開催、市民や関係団体が開催する研修会等への講師の派遣などを実施しています。

次に相談機能をご覧ください。

国の計画では、相談に対応する体制の構築や、後見等ニーズに気付いた人等の関係者からの相談に応じる、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制に係る調整を行う、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業者等とも連携し、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する、などが記載されており、新潟市の取り組みといたしましては、後見支援センターの相談員による相談や弁護士・司法書士による専門相談、カンファレンスへの相談員の派遣、家庭裁判所への申し立て支援などを実施しているところでございます。

その次の、成年後見制度利用促進機能のうち、受任者調整（マッチング）等の支援でございます。国の計画では、親族後見人候補者の支援や、市民後見人候補者等の支援、受任調整（マッチング）等、家庭裁判所との連携などが記載されており、新潟市では、一部再掲がございますけれども、後見支援センターの相談員による相談、弁護士・司法書士による専門相談、市長申立の候補者推薦、家庭裁判所との情報交換などを実施しています。

その下、担い手の育成・活動の促進です。

国の計画では、市民後見人の研修・育成・活用、法人後見の担い手の育成・活動支援などが記載されており、新潟市では、市民後見人養成研修や法人後見支援員として活動している市民後見人養成研修修了者のフォローアップ研修などを実施しております。

その下、日常生活自立支援事業等関係制度からのスムーズな移行についてです。

国の計画では、保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行等が進められるべき、低所得者等についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用を図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべき、などと記載されており、新潟市では、成年後見支援センターを委託している新潟市社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を実施しておりますので、移行が必要な方につきましてはそちらのほうで支援していただいております。また、成年後見制度利用支援事業や市長申立てなどを実施しております。

次に、後見人支援機能をご覧ください。

国の計画では、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じる、チームが日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作る、専門職団体の協力を得られる仕組みを作る、家庭裁判所と情報を共有し、本人の意思を尊重し、慎重に配慮して事務が行われるよう、後見人を支援する、移行型任意後見契約が締結されているケースで、適切に任意後見監督人選任の申し立てがなされていないケースがないか等に留意するなどが記載されております。新潟市におきましては、全て再掲になりますけれども、成年後見支援センターの相談員による相談、弁護士・司法書士による専門相談、家庭裁判所との情報交換などを実施しております。

以上、国の記載に対しまして不足している部分がございますけれども、まずは現在実施している機能を計画に記載させていただくこととし、地域連携ネットワークや機能の拡充につきましては、地域連携ネットワークや中核機関の体制などと合わせ、計画の進捗管理の中で、また皆さまとご相談させていただきたいと考えております。

次の資料E、資料Fにつきましては、参考として配布させております。資料Eは「成年後見制度利用促進基本計画」、資料Fについては「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」の市町村編部分を抜粋したものでございます。後ほどご覧いただければと思います。以上で説明いたしました。ありがとうございました。

(高橋分科会長)

横山さん、ありがとうございました。本日のメインの説明だと思います。どのようなことを計画の中に盛り込んでいくのか、そのときに肝になるものは何なのかということをご説明いただいたかと思っております。

それでは皆さん、積極的にご質問、ご意見をお願いしたいと思いますが、よろしく願います。

(林委員)

社会福祉士会、林です。1点、質問よろしいでしょうか。6ページ目の市長申立て数の推移のところですか。成年後見制度を考えるにあたっては、やはり虐待防止のところとの関連は外せないかと思っております。私は不勉強で存じ上げないのですが、市町村申立

て数の中で、例えば、高齢者虐待防止法などが27条以降に基づく要請からの市町村申立てなのかどうかというのは、いわゆる把握されているものなのでしょうか。障害者虐待防止法も同じだと思いますけれども。

(事務局)

高齢化支援課、本間です。市長申立てなのですからけれども、今、明確な数がちょっと出てこないのですが、高齢者虐待については毎年統計を取っておりまして、その中で支援の方法として成年後見制度を活用した市長申立てを行ったというところもありますので、年間と言うと数件程度、高齢者虐待ケースで市長申立てを行ったということ把握しております。

(林委員)

障がい分野でも同じような取り扱いでしょうか。

(事務局)

障がい福祉課の長浜と申します。申し立ての大もとの原因が何かというところまでは、今把握していません。申し訳ございません。

(林委員)

ご丁寧ありがとうございます。林です。今のところは、件数として少ないということだとしても、実際あるということであれば、あくまで法律要請から来るその申立てであれば、数はしっかり取って、そのところで、実際には今動いているケースの中には、やはり成年後見が必要なんだろうなというようなケースもきっと潜在的には多くあると思います。その市長申立ての中のどのぐらいの割合かというところを把握していくことが今後とも必要かなと感じましてちょっとご質問申し上げました。ご丁寧ありがとうございました。

(高橋分科会長)

林さん、ありがとうございました。林委員からのご質問に関して、いわゆる市長申立ての中に高齢者虐待、あるいは障がい者虐待に該当するような、それが直接的な契機となる件数がどれぐらいあるのかということですが、おそらくそれぞれ高齢者支援課、障がい福祉課のほうで虐待対応の統計を見直すと、その中からまた出てくる可能性もあるかと思えますので、もしもう少しはっきりしたものが示せるようであれば、次回以降にお示しいただければと思います。

他にいかがでございましょう。

(帯瀬委員)

あとデータに関してなのですからけれども、市長申立てとか利用支援事業とか、そちらのほう、

もし可能であれば、区ごとのデータがあれば実用として分かりやすいかなと思います。特に、今回区の計画では盛り込まないということですので、その点、どういうふうに対応するかということが重要になってくると思いますのでよろしくお願いします。

(事務局)

はい、次回データのほう示させていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

(高橋分科会長)

その他、いかがでしょうか。分科会はまさにワーキンググループというような性格だと思っておりますので、あえて皆さま方に私が何々委員いかがですかということは申し上げません。それぞれご意見ご質問がある方は積極的に忌憚のない発言をしていただければと思っております。

(石本委員)

新潟市社協、石本です。資料Aの、7番「新潟市社会福祉協議会における法人後見受任中件数の推移」について、補足で説明をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

法人後見総受任件数となっておりますが、これは、年度末に実際に受任していた件数です。新潟市社会福祉協議会が平成25年から受任した総件数は平成30年度末では、64件です。年度末時点で実際に活動していたのが43件でした。ということは、終了した件数が21件でした。さらに、この表には出てこないのですけれども、後見が終了した方々の中には、相続人に引き継いでいないケースが、十数件あります。これは新潟市社会福祉協議会の法人後見事業の非常に弱いポイントなのかなと思っています。本来は進めるべき事務管理中のケースがあって、それについても関与しているということを併せて説明をさせていただきます。

さらに、その後段の後見支援登録者数は、平成30年で止まっておりますが、平成31年度4月1日現在は90名の方に登録をいただいておりますので、併せてご説明させていただきました。以上です。

(高橋分科会長)

石本委員、ありがとうございました。補足説明ということですが、先ほどもありましたように、成年後見支援センター、あるいは、新潟市社協の法人後見等に関しまして、もっと詳しい資料が実はいっぱいありますので、必要に応じてまた次回以降提示していただくということよろしいでしょうか。

あと、石本委員に補足説明していただいたところですが、もしかすると、後見支援員という仕組みが皆さんきちんと共有されているかどうかもありますので、石本委員お願いします。

(石本委員)

新潟市社協、石本です。今、委員長からぜひにということだったので、簡単に説明させていただきます。いわゆる後見人候補者として、新潟市社会福祉協議会も受任団体の1つとして家庭裁判所に登録をさせていただいております。私どもは新潟市社会福祉協議会が独自に呼んでおりますが、市民参加型の法人後見事業、ものの本によれば、支援員型法人後見事業と書いてあるかもしれませんが、あえて市民参加型法人後見事業と呼ばせていただいております。

新潟市成年後見支援センターが市民後見人養成研修を実施し、研修を修了した方々がこの表ですと、30年度末段階で133名いらっしゃいます。この方々が個人で受任することを目的とした養成研修ですが、現に新潟家裁管内では新潟市内でいわゆる個人受任している市民後見人さんはまだ誕生しておりません。こういった方々を活用しない手はないだろうということで、新潟市社会福祉協議会が法人後見事業を実施するにあたって、これらの方々の採用試験を行った上で後見支援員として採用しております。この方々と新潟市社会福祉協議会の後見専門員という常勤職員がチームを組んで後見活動を行っています。さらに1人の被後見人さんに対して、後見支援員は2人体制です。さらに、常勤職員が1人もしくは2人バックアップ体制を取っています。チームを組んでというのは、そういった事情です。なので、複数のケースを担当している後見支援員もいます。以上です。

(高橋分科会長)

ありがとうございました。余計なふりをして申し訳ございません。本日は事務局からの概要説明を受けて次回以降検討していくにあたって、例えば、こんな資料ももし用意できれば用意していただきたいとか、そういうようなことも実は大事な本日のテーマだと思っておりますので、皆さん、積極的に忌憚なくご発言いただければと思います。

(石本委員)

引き続き、新潟市社協の石本です。いただいた資料Aの6ページ目、10番「市長申立て数の推移」についてです。エピソードも絡めてお話をしますと、平成30年度市長申立てが、29年度に比べて倍増、もしくは3倍増しているという実態がここのグラフから見てとれると思うのですが、後見支援センターさんが市長申立てに関して何かアクションを起こしていたのですかという問い合わせがありました。全くそういうことはなく、実態としてこういう数字だったというふうに、私たちは理解していますし、そのように説明いたしました。

30年度がたまたま多かったのかが分かりません。比較するものがないので。この59件というのが、この年度、他の市町村でもしくは全国的に見て、市長申立てがどの程度だったのかという比較もぜひしていただくといいのかなと思います。市長申立てが、30年度多かったとすると、こういったところに後見制度の周知の効果が現れていると考えられます。こ

のような実態が、評価の指針になるのかなというふうに思っているところです。以上です。

(高橋分科会長)

石本委員、ありがとうございました。市長申立ての数が、単独に出てきたときに比較して見ることはできない。ですので、新潟県内の他市町村、あるいは全国的ないわゆる政令市の平均値であるとか、市町村の平均値というようなものと比べていただくと、分かりやすいかなということでもあります。実は、私、これに関しては成年後見支援センター、あるいは、法人後見の運営審査委員会をやっていて、1つ直感的に気付いているところがあって、おそらく新潟市の市長申立て事務を実際につかさどる各区のいわゆる担当職員の方々の経験値が上がるにつれて、それがスムーズな事務につながっているところがあるのではないかなというように、これは直感的な仮説でありますけれども、各区の方々もいらっしゃっていますが、おそらくそういうこともあり得るだろうとか、そんなことは全くありませんとかがありましたら、ご意見をお聞かせいただけるとありがたいなと。

(事務局)

おそらく、各区担当職員の確かに経験によって多少ばらつきがあるというのは、実際よく聞く話でもありますし、今高齢者支援課に聞いたところ、31年度の見込みとしては年間40件ぐらいではないかなというように見込みということでした。そして、今、新潟市としては特に研修等は実施していないのですが、県社協さんのほうで市長申立ての研修を実施していただいて、そこに各区の担当者が出席し、その経験とそれまでの積み重ねでたまたま30年度は多かったのかなというように予測なのですが、そんな状況でございます。

(高橋分科会長)

ありがとうございました。次回、比較のための資料についてはご用意いただければと思います。他にいかがでございましょうか。

(帯瀬委員)

この市長申立てに関する部分なのですが、もう分かってらっしゃる方はいっぱいいらっしゃると思うのですが、一応市長申立ての流れ、どういう流れでどの課が動いて、どういう決裁をとっているというところはちょっと説明がないと、たぶん審議に支障が出ると思いますので、また次回でも結構ですので、その辺、説明があればいいと。受任調整にも関わる部分ですので、じゃあ、受任調整はどういうふうにされているのかとか、その辺も資料なり説明があったほうがよろしいかと思います。

(事務局)

次回併せて資料を整えたいと思います。

(高橋分科会長)

帯瀬委員からご指摘いただいたこれも、私は皆さんは当然知っているものだと思っておりましたけれども、逆に言えば、新潟市独自のやり方というのものもあるわけですので、その辺を明らかにしていただくのが大事なことかと思えます。よろしく願いいたします。

(林委員)

社会福祉士会の林でございます。少し、どこのデータからというところではないですけれども、今日すぐに回答でなくても結構なのですが、いわゆる養護者、在宅のご家族とかが身上監護や財産管理が難しく、成年後見を検討されるというのがあるかと思うのですが、もう一つの視点をして、いわゆる施設、グループホーム等に入られている障がい者、高齢者の方も多くいらっしゃると思います。当市他市問わず、やはり施設での預かり金の横領等がどうしても出てくるところがあるかと思えます。そういったときに、今の成年後見の実態としては支払いさえ回っていれば申し立てがなされないという部分もあったりして、現状、私も分かりかねるのですけれども、施設のほうで金銭管理なり、通帳管理なんかをしていたりすると、要は、本当は本人の意思判断能力がなくなって自分がどうしたいと言えないのだけれども、施設が通帳を預かっていたり、ご高齢のご家族がもうお任せしますとなると、そのところで、在宅であれば、包括支援センターさんやケアマネジャーさんの目が入るのだけれども、逆に有料老人ホーム、ケアハウス、そういった施設だと、どなたも申し立てということ発想していなかったり、もしくは、あえてしなかったり、面倒くさくなるから後見人が入るとなると。行き止まってしまうんじゃないかなと、ちょっと懸念したんですね。利用促進と言うところでその視点を少し考えながら進めていけるとよろしいんじゃないかなと思っております。

障がい者のご家族の方なんかからの相談で、やはり自分たちが高齢になってきたのだけれど、でも、やっぱり施設の方がいてくれるのでということで、逆を言うと、施設がやってくれるからいいんじゃないのとなってしまうと、その部分が仇になってしまうかなと。施設の横領がないので大丈夫ですということであれば全然心配はないのですけれども、気にかかったところなので意見してみました。

(高橋分科会長)

林委員、ありがとうございます。これについてはどうでしょうか。意見としてお聞きしておく。今後の検討の中で意見として生かしていくということによろしゅうございましょうか。今のお話が、私、非常に辛い話でありまして、ずっと県の障がい者福祉行政に関わってきた中で、数年に一度、大きな事故が起こり、そのたびにさまざまな預かり金のシステムを変えてきた歴史というか、この30年ぐらいの歴史を見ておりますけれども、決してなくなるはないんですね。それは障がい者入所施設であってもそうだし、もっと目が届きづらい、

共同生活介護事業所っていいですけども、グループホームであつたりすると、今の林委員からの指摘というのはあり得るというか、おそらく可視化されていない部分ってあるんだろうなというふうに思っております。ぜひそういう視点も入れていただくとよろしいかと思っております。

他にいかがでございましょうか。酒井書記官はオブザーバーということで発言されていない可能性もあるかなと思って。もし何かこの場であればご発言いただいて。

(酒井委員)

今のところ、特段ございません。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。それでは、時間まだ若干ありますけれども、大体皆さんのほうからご意見、次回の本当の検討に向けて、要するに、ここで今説明された資料をそれぞれの委員がまた読み込んでいただいて、あるいは、次回以降に示されるであろう資料も少し想定していただいた上で、ご自身の考え方、あるいは、それぞれバックにいらっしゃる組織の考え方、そういうものをまとめてきていただいて、次回以降の本当のディスカッションにつなげていければよろしいのかなと考えておりますが、皆さん、そんなところでよろしゅうございましょうか。

それでは、以上をもちまして分科会を終了させていただき、進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

分科会長におかれましては、分科会の進行ありがとうございました。また、委員の皆さま、ご審議いただきましてありがとうございました。次回は、本日いただきましたご意見、また、資料の関係、お示しできるところは示させていただきながら素案のほうもご審議いただきたいと考えております。

それでは、以上で第1回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会成年後見制度分科会を閉会いたします。ありがとうございました。